

○用語の説明（平成 28 年経済センサス-活動調査）

● 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

1. 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
2. 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

- 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が一人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

- 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容が不明の事業所をいう。

● 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。

個人業主	個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。 なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。
無給の家族従業者	個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。
常用雇用者	事業所に常時雇用されている人をいう。 期間を定めずに雇用されている人若しくは 1 か月を超える期間を定めて雇用されている人をいう。
正社員・正職員	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。
正社員・正職員以外	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。
臨時雇用者	常用雇用者以外の雇用者で、1 か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

● 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成 27 年 1 年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づき分類している。

※平成 28 年経済センサス - 活動調査で用いた「産業分類一覧」は以下のとおり。

A 農業, 林業	B 漁業	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業
D 建設業	E 製造業	F 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業	H 運輸業, 郵便業	I 卸売業, 小売業
J 金融業, 保険業	K 不動産業, 物品賃貸業	L 学術研究, 専門・技術サービス業
M 宿泊業, 飲食サービス業	N 生活関連サービス業, 娯楽業	O 教育, 学習支援業
P 医療, 福祉	Q 複合サービス事業	R サービス業(他に分類されないもの)

● 経営組織

個人経営	個人が事業を営んでいる場合をいう。 法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。
法人	法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。
会社	株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。
会社以外の法人	法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。 例えば、独立行政法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人 等
法人でない団体	法人格を持たない団体をいう。 例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会 等

● 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、この事業所が現在の場所で事業を始めた時期であり、以下の場合は、その時期を開設時期とする。

- 個人経営の事業所で、経営権の譲渡により経営者が交代した場合。ただし、相続により引き継いだ場合は該当しない。
- 個人経営の事業所が株式会社になった場合。
- 法人が新設（対等）合併した場合。
- 法人が分割により設立された場合。
- この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合。

● 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を営んでいる場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としている。

- **会社企業**

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

- **企業産業分類**

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の平成 27 年 1 年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に準じて分類している。

- **資本金額**

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

- **決算月**

該当する本決算月全てをいう。なお、仮決算や中間決算は含めない。

- **費用総額**

売上（収入）金額に対応する費用。なお、「金融業、保険業」の企業等及び会社以外の法人は経常費用としている。以下の計算式を用いて算出している。

費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費

- **付加価値**

企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、企業等の付加価値額を、以下の計算式を用いて算出している。

付加価値額 ＝ 売上高 － 費用総額 ＋ 給与総額 ＋ 租税公課

費用総額 ＝ 売上原価 ＋ 販売費及び一般管理費

- **設備投資額**

「有形固定資産（土地を除く）」と「無形固定資産（ソフトウェアのみ）」であり、固定資産に計上したリース物件のうち、平成 27 年 1 年間に新たに契約した物件も含める。